

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去系電動弁開閉の定例試験中において、電動弁の一つである低圧注水系A系の注入弁が開動作の途中で停止し、全開にならないことが確認された。そのため、「運転上の制限」の逸脱を宣言。残りの低圧注水系B系の機能が健全であることを確認。今後、原因調査	As	8月26日公表済 (PDF163KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室換気空調系給気ファン（HVA-1A）膨張弁において、不具合（固着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ（C）再循環弁の点検時、駆動部の排気孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	プラントデータ（NSS）タイパの確認時、紙詰まりによる欠測（計5時間）が認められたため、関係者へ周知及び対応検討	C	
4	3号機	サービス建屋換気空調系給気ファン（HVA3-2）において、フィルタに詰まりが認められたため、フィルタを交換	D	
5	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却水サージタンクにおいて、レベルゲージに汚れが認められたため、レベルゲージを点検・清掃	対象外	
6	3号機	炉心差圧記録計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該記録計を点検・校正	D	
7	4号機	主復水器細管洗浄装置（A）系運転時、ボール回収器回収弁の開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	制御棒駆動水圧ユニット方向制御弁分解前リークテスト時、電磁弁（2台）のコイルに異音が認められたため、当該電磁弁を交換	D	
9	5号機	制御棒駆動水ポンプ吐出圧力等の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
10	5号機	制御棒駆動水圧ユニット漏えい検出器の点検時、レベルスイッチの動作不良（計16台）が認められたため、当該計器を修理	D	
11	5号機	残留熱除去海水系ポンプ吐出圧力の計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
12	5号機	原子炉圧カススイッチの計器設定確認において、ヘッド（水頭）補正值の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
13	5号機	タービン蒸気加減弁（No. 3）の点検時、急速電磁弁の取付け面にへこみ及び傷が認められたため、当該部を修理	D	
14	5号機	主タービングランドUシール配管の放射線透過検査時、配管内面に腐食が認められたため、当該配管を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
15	5号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）において、カップリング側軸受潤滑油点検口の蓋押えピンに外れが認められたため、当該ピンを取付け	D	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（5A）空気圧縮機（A）試運転時、アンローダ電磁弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	再循環ループ流量スイッチにおいて、計器仕様表の設定値に誤記が認められたため、対応を検討	C	
18	5号機	非常用ガス処理（B）系入口流量変換器の点検時、計器入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
19	6号機	給水加熱器（1A）出口溶存酸素分析計の点検時、溶存酸素指示発信器の動作不良が認められたため、当該計器を修理	D	
20	6号機	給水加熱器（1B）出口溶存酸素分析計の点検時、溶存酸素指示発信器の動作不良が認められたため、当該計器を修理	D	
21	6号機	タービン補機冷却水ポンプ（C）において、カップリング側軸受より潤滑油のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	低圧復水ポンプ（B）モータクーラ冷却水出口弁において、振動及び異音の発生が認められたため、サポート等の取付けを検討	D	
23	6号機	タービン補機冷却水ポンプ（B）において、カップリング側軸受潤滑油のレベルゲージ（2個）に汚れが認められたため、レベルゲージを点検・清掃	対象外	
24	6号機	排ガス酸素分析計サンプル流量計において、指示不良（指針固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
25	6号機	硫酸第一鉄サブタンク入口電磁弁において、動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	6号機	非常用スイッチギア室換気空調系冷却装置（AH6-10A）出口温度指示計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
27	集中環境施設	連続ダストモニタ（A系 CH-3）において、「流量調節器異常」の表示が発生したため、流量調節器を点検・修理	D	
28	集中環境施設	廃液乾燥固化系パーツフィーダ（B）出口配管（蛇腹部）において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
29	集中環境施設	廃棄物集中処理建屋4階大物搬入口において、シャッターの開閉不能が認められたため、シャッターを点検・修理	D	
30	集中環境施設	廃液乾燥固化系（B）ミストセパレータB液位計において、動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
31	集中環境施設	低電導度ドレンサンプポンプ（A）起動時、自動空気抜き逆止弁の動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
32	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）プロセス空気フィルタ（B）において、入口ダクト継目に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで